

発 案 書

県議第十四号

軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書について

軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書を次のように発案する。

令和七年十二月十八日

提出者 岐阜県議会議員 所

小

川

祐

輝

也

和

中

伊

水

平

岩

井

豊

太

郎

田

川

藤

正

人

直

吉

近

光

也

和 中 伊 水 松 平 岩 小 川 祐 輝 也  
田 川 藤 野 岡 岩 井 豊 正 光  
直 吉 英 近 人 也 子 生

岐阜県議会議長 小 原 尚 様

軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書

軽油引取税の課税免除措置については、国民生活や対象事業者への影響等を勘案し、令和六年度税制改正において、令和八年度末まで二年間延長されているところである。

この措置により、索道事業者がスキー場で使用する圧雪車をはじめ、碎石場内の機械類や、農林業用機械等に使用される軽油に対し、軽油引取税の課税が免除されおり、燃料価格が高止まりする中で、厳しい経営環境にされている地方の事業者においては、免税軽油制度の継続は経営安定上不可欠なものとなっている。

とりわけ、本県では、近年は、スキー等のウィンタースポーツ人口の減少や、降雪の時期に積雪量が安定しないことから休業や撤退に追い込まれるスキー場が徐々に増えている状況にある。

また、鉱石、砂利、碎石は、骨材の中核として、道路、橋、トンネル、ダムなどで利用されているほか、自動車用ガラスや鋼鉄等の原料となるなど、国民の生活を維持する社会資本整備において不可欠な建設資材であり、安定的供給に支障を及ぼしてはならない。

加えて、農業や林業の今後の成長産業化のためには、事業規模の拡大、大型機械の導入が不可欠であり、事業者の生産コストの軽減による経営の安定性確保が求められているところである。

物価高騰が続く中、地域産業を取り巻く経営環境は一層厳しさが増している状況にあり、課税免除措置が廃止されれば、本県の冬季観光の重要な柱であるスキー場の経営や、碎石業者等の商工業、農林業等の経営が圧迫されるなど、地域経済全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

なお、現在、政府にて、ガソリン税・軽油の暫定税率廃止が進められているが、暫定税率が廃止されたとしても、本則税率は存続して課税される。

よって、国においては、広範な産業への影響を考慮し、軽油引取税の課税免除措置を令和九年度以降も継続されるとともに、その恒久化についても検討されるよう強く求め、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年十二月十八日

岐阜県議会議長

内国経農財総内参衆  
閣土済林閣議議  
務務官交産水總院院  
房通業產理大大  
長大大大議議  
官臣臣臣臣臣長長  
様